

鳥取県告示第679号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北栄町土地改良区連合から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年10月10日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

就任した役員の氏名及び住所

理事	野田久良	東伯郡北栄町土下226-8
理事	田中朝久	東伯郡北栄町原1113
理事	山崎伸二	東伯郡北栄町瀬戸66-1
理事	河本幹	東伯郡北栄町亀谷242
理事	大田英一郎	東伯郡北栄町弓原379
理事	谷口正廣	東伯郡北栄町国坂1498-2
理事	前田正雄	東伯郡北栄町六尾409
理事	山崎信昭	東伯郡北栄町亀谷366
理事	名和猪佐雄	倉吉市穴沢65
理事	田中武久	東伯郡北栄町西園1167
理事	中井敏浩	東伯郡北栄町東園368-3
理事	山本英俊	東伯郡北栄町大谷1322-1
理事	井中信一	東伯郡北栄町六尾324
監事	友定隆之	東伯郡北栄町江北305
監事	田中一弘	東伯郡北栄町西穂波147
監事	福光克己	東伯郡北栄町大島749
監事	東茂紀	東伯郡北栄町原853

平成20年4月1日就任 任期4年